

那須塩原市内 令和7年12月の相談件数 78件

1 全体上位

順位	商品分類	件
1位	商品一般（不審な電話・不審な荷物・詐欺・身分詐称・個人情報）	15
2位	通信サービス（光回線・携帯電話サービス・電話勧誘・解約）	7
2位	保健衛生品（化粧品・通信販売・電子広告・定期購入・解約）	7
2位	その他の役務（サポート詐欺・家庭訪販・電話勧誘・解約・返金）	7
5位	教養娯楽品（インターネット通販・解約・返品・返金）	6

2 世代別分類上位

世代	1位	件	2位	件
~10代				
20代	内職・副業	2	商品一般、自動車、移動通信サービス、教室・講座、 役務その他	各 1
30代	商品一般	2	紳士・婦人洋服、他の金融関連サービス、医療	各 1
40代	商品一般	5	自動車、工事・建築・加工、移動通信サービス	各 1
50代	化粧品、役務その他	2	商品一般、ガス、洋装下着、紳士・婦人洋服、スポーツ用品、インターネット通信サービス、他の教養・娯楽、相談その他	各 1
60代	健康食品	2	商品一般、菓子類、ガス、化粧品、クリーニング、工事・建築・加工、修理・補修、移動通信サービス、インターネット通信サービス、外食・食事宅配、相談その他	各 1
70代	化粧品		電話機・電話機用品、洋装下着、医薬品、医療用具、	各

		2	土地、移動通信サービス、役務その他	1
80代～	飲料、音響・映像製品、娯楽等 情報配信サービス、役務その他、冠婚葬祭、電話機・電話機用品	各1		

今月のポイント

- ・通信販売での定期購入に関する相談が引き続き寄せられています。
- 「2 世代別上位」の50代、70代1位の化粧品、60代1位の健康食品の相談は、動画サイトやSNSの広告から商品を注文したら定期購入だったという内容でした。特にインターネット通販では、注文する際に必ず「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2回目以降の代金等の販売条件や、解約の条件を確認しましょう。
- 上記の表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示だったりした場合は、申し込みの意思表示を取り消せる場合があります。その際、「最終確認画面」のスクリーンショットは証拠になります。
- ・困ったときは、消費生活センター（0287-63-7900）にご相談ください。